

畜産物の安全の確保

【消費・安全対策交付金 1,810(1,789)百万円の内数】

対策のポイント

- ・都道府県での飼料の安全の確保及び動物用医薬品のリスク管理機能の強化を支援します。
- ・家畜衛生情報等の飼養衛生管理への活用や無獣医師地域対策など地域の実情に即した獣医療提供体制の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・安全な畜産物を安定供給するためには、法令の基準や規格に適合した飼料や動物用医薬品を適切に使用する必要があります。
- ・農場における飼養衛生管理を改善するためには、生産段階から出荷・と畜段階で得られる衛生情報や検査成績を有効活用する必要があります。
- ・地域における獣医師の減少や高齢化、畜産農家の偏在化による診療効率の低下等に対応するため、地域の産業動物獣医療提供体制を整備する必要があります。

政策目標

飼料等の安全を確保する取組を支援するとともに、適切な獣医療提供体制の確保等を通じ、畜産物の安全を確保

<内容>

1. 事業内容

(1) 飼料の安全確保

飼料安全法の遵守指導及び監視推進、飼料の安全確保のための調査分析の実施、調査を行うために必要な機器の整備を支援します。

(2) 動物用医薬品のリスク管理機能の強化

薬剤耐性菌の発現状況検査、医薬品の品質検査等を行うために必要な機器の整備を支援します。

(3) 家畜衛生情報等共有・活用体制の確立

家畜衛生情報等を飼養衛生管理の改善に活用する体制を構築し、生産段階における食品の安全確保のための取組を支援します。

(4) 地域獣医療提供体制の整備

家畜保健衛生所、開業獣医師、生産者団体等で組織する地域獣医療推進協議会を設置し、都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定に向けた検討、夜間・休日診療の体制の整備、定期巡回指導及び離職・休職獣医師の人材登録バンクの設立等を支援します。

2. 事業実施主体

都道府県

3. 交付率

1/2以内

4. 事業実施期間

平成27年度～31年度